平成２６年（フ）第５７号
茨城県取手市青柳614番地
債務者　豊田喜代子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
兵庫県伊丹市鈴原町４丁目７番地３　ハイムスズラン105号、前住所兵庫県伊丹市西野３丁目250番地　西野厚生年金409号
債務者　小川　和也
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
兵庫県伊丹市荻野１丁目57番地　久保田文化１階東号
債務者　小澤　俊明
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
徳島県徳島市下助任町１丁目21番地
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
佐賀県多久市東多久町大字別府3653番地２　ＳＵＮヒルズ101号
債務者　石田　昌子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県川西市大和東２丁目22番地の10
債務者　田中いづみ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
兵庫県川西市東畦野３丁目２番７―６号　ポンデリーブル102号、住民票上の住所京都府亀岡市大井町土田２丁目１番24―404号　アドバンテージ亀岡
債務者　吉田敦司こと　韓　　基敦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市富松町１丁目40番３―207号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０９号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番９―205号
債務者　藤井　里奈（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６５号
佐賀県鳥栖市酒井西町840番地７
債務者　前田　龍義
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
神戸市北区泉台１丁目１番地の７　515号
債務者　矢野　公伸
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０６号
神戸市兵庫区吉田町１丁目14番11号　トレス吉田301、従前の住所神戸市兵庫区湊川町10丁目15番22号　202
債務者　小林　弘明
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２６号
神戸市北区君影町２丁目１番45―102号、従前の住所神戸市北区日の峰１丁目２番地の１Ｖ―202号
債務者　森脇　　正
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６１号
神戸市長田区北町１丁目49番地　アパ北町505号
債務者　後藤真理子こと　後藤眞理子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９号
北九州市小倉北区清水１丁目17番３号
債務者　山田　　正
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６９号
北九州市小倉南区若園４丁目２番14―206号
債務者　中島　正寛
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８９号
北九州市八幡西区東王子町３番３―301号
債務者　武内　榮子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部